

毛利家文庫・法令一三八「諸御書付」について

山崎 一郎

はじめに

『山口県史料 近世編法制』¹⁾にも収められている「二十八冊御書付」²⁾と「御書付其外後規要集」³⁾は、いずれも萩藩の地方支配に関する法令通達類を長期にわたって収録している記録である。前者は慶安五年（一六五二）～延享元年（一七四四）、後者は寛永一六年（一六三九）～天保一三年（一八四二）の内容をもち、それぞれ二九冊（うち目録一冊）・二六冊（うち目録一冊）からなる。

同様の記録として、毛利家文庫・法令一三八の「諸御書付」がある。これは本編二六冊と目録二冊（甲号・乙号）からなるもので、『毛利家文庫目録』では、「藩府当職所や郡奉行所から諸代官あてに出された諸法令通達類を集めたもの」と説明する。収録期間は元和八年（一六二二）～安政五年（一八五八）と長期に及ぶものの、ほとんどは一八世紀半ば以降であり、それ以前のもののごくわずかである。この法令一三八「諸御書付」に法令一三七「大公儀御書付」（寛保二年～安政五年の幕府の御触書等を編年でまとめたもの）の八冊を合わせたものが本来の「諸御書付」シリーズであるが、現在の毛利家文庫ではそれぞれ別の請求番号が与えられている。⁴⁾

このように毛利家文庫の中には、萩藩の地方支配に関わる法令通達類を長期にわたって収録する三つのシリーズが存在するが、『毛利家文庫目録』では各記録が作成された背景や記録作成の主体についての検討が十分ではないため、それぞれの性格や三者の関連が必ずしも明らかではない。そこで小稿では、特に「諸御書付」シリーズを取り上げ、その作成のあり方や性格について若干の検討を試みることにしたい。最初に結論を述べてしまえば、「諸御書付」シリーズは郡奉行所で作成・利用された記録である。それゆえ、「諸御書付」シリーズの検討を通じて、郡奉行所の文書管理や記録作成の一端も明らかにできるものと考えられる。

一 「諸御書付」シリーズの概要

まず「諸御書付」シリーズの概要を説明しておきたい。先述のように「諸御書付」シリーズには甲号・乙号という二つの目録がある。このうち甲号目録には「諸御書付」巻一〜一五と「大公儀御書付」一〜三（「諸御書付」巻一六〜一八に該当）の内容タイトルが、乙号目録には「諸御書付」巻一九〜三〇と「大公儀御書付」四〜八のそれがそれぞれ収録されている（表1参照）。同じ「諸御書付」シリーズであっても、甲号目録掲載分と乙号目録掲載分とは、その内容や編集方針に若干の違いが認められる。

甲号目録掲載分は、元和八年（一六二二）〜文化四年（一八〇七）の内容をもつ。ただし、先述のようにそのほとんどは一八世紀半ば以降のものである。内容は触達類が中心だが、『毛利家文庫目録』の説明のように当職や郡奉行から代官に宛てた触達類には限定されず、当職（当職所役人）から郡奉行に宛てたもの、所帯方等の諸役所から郡奉行・代官に宛てたもの等も含まれる。また触達以外にも、代官から郡奉行に提出された伺書や寛文七年（一六六七）に藩

主網広が防長両国の酒屋軒数・酒造米高等を幕府に報告した際の文書なども含まれる。このうち巻六〜一八は、「御仕組諸借米銀事」「御立山事」等の項目毎に、関連する触達等をまとめて収録している巻である。巻一三・一四「出入裁許」は、タイトルからも窺われるように、領内の村境・山・漁場などの争論裁許に関わる一件文書をまとめた巻であり、なかには境目絵図を収録する場合も見られる。残る巻一〜五はいずれの項目にも属さない触達等を収録するもので、いわば「諸事」（雑集）の巻である。このように甲号目録掲載分の場合は、大幅に項目別分類が採り入れられている点が大きな特徴である。

表1 「諸御書付」シリーズの概要

巻数	タイトル	内容年	請求番号
巻1	諸御書付	寛文7~寛延4	法令138(3)
巻2	〃	宝暦1~宝暦12	138(4)
巻3	〃	明和1~明和9	138(5)
巻4	〃	安永1~安永9	138(6)
巻5	〃	天明1~寛政9	138(7)
巻6	御仕組諸借米銀事	元和8~宝暦5	138(8)
巻7	〃	宝暦8~寛政7	138(9)
巻8	郡中御仕法	寛保2~安永6	138(10)
巻9	郡中御作法	安永6~寛政3	138(11)
巻10	寺社家御書付	元禄8~寛政7	138(12)
巻11	御立山事	元禄2~文化3	138(13)
巻12	品定之事	安永2~天明8	138(14)
巻13	出入裁許	元禄5~天明2	138(15)
巻14	〃	天明1~文化1	138(16)
巻15	百姓名字刀御仕法	元禄1~寛政7	138(17)
巻16	大公儀御書付 一	寛保2~天明4	法令137(1)
巻17	〃 二	天明4~寛政8	137(2)
巻18	〃 三	寛政9~文化4	137(3)
巻19	諸御書付	寛政10~文化4	法令138(18)
巻20	(欠本)	—	—
巻21	諸御書付	文化5~文化7	138(19)
巻22	〃	文化8~文化11	138(20)
巻23	〃	文化11~文政4	138(21)
巻24	〃	文政5~文政12	138(22)
巻25	〃	天保1~天保10	138(23)
巻26	〃	天保11~嘉永2	138(24)
巻27	〃	嘉永1~嘉永4	138(25)
巻28	〃	嘉永5~嘉永6	138(26)
巻29	〃	嘉永7~安政2	138(27)
巻30	〃	安政3~安政5	138(28)
一	大公儀御書付 四	文化4~文化11	法令137(4)
一	〃 五	文化11~文政4	137(5)
一	〃 六	文政5~天保11	137(6)
一	〃 七	天保11~嘉永2	137(7)
一	〃 八	嘉永1~安政5	137(8)

一方、乙号目録掲載分は、寛政一〇年（一七九八）〜安政五年（一八五八）の内容をもつ。乙号目録掲載分の場合は、「大公儀御書付」以外すべて編年で触達等を収録する形式であり、甲号目録掲載分のような大幅な項目別分類の採用はみられない。また、管見の限り収録内容は触達類が中心であり、甲号目録掲載分に見られた「出入裁許」に関する一件文書などは含ま

れていない。こうした点は、甲号目録掲載分と比べた場合の編集上の大きな違いである。

なお「諸御書付」シリーズには、どの巻の冒頭にも次のような目録部分がある（巻二二の事例）。
（史料一）

目録

- 「巻一」
- 一文化八末年
- 靖恭院様御命日二月十四日ニ被相改候事

「武一」
一同年真宗一派他国出行不心得筋之事

目録部分には収録内容のタイトル・年次が記され、各々に朱で番号が与えられている。番号は該当頁の端に記され、これを目途に必要な頁を迅速に探し出せるようになっており、検索の便を考慮した編集がなされていることがわかる。

（「」内は朱書）

二「諸御書付」シリーズの作成

「諸御書付」シリーズの作成のあり方を考える上でまず注目されるのは、甲号目録冒頭頁の記述である。そこには「文化五年辰六月改之」とあり、続けて表2に示した本々役椿九兵衛以下五名の名前が記されている。彼らはいずれも郡奉行所の役人であり、文化五年（一八〇八）六月に終了した同所の文書整理に携わったことが確認される人物である。このことより、甲号目録と同目録掲載分の巻は、文化五年六月に終了した郡奉行所の文書整理に伴って作成されたことが推測される。この点を検証するた

表2 甲号目録冒頭頁に見える人名

役職名	人名
本々役	椿 九兵衛
筆者役	重富彦右衛門
定加勢筆者助役	木原甚兵衛
諸郡山方役	進藤善右衛門
同上	石川平次
記録引調暫役	斉藤七郎兵衛

表3 文化4～5年における郡奉行所の文書整理

文書名	現 状	整 理 方 針
1 明和年中領家来中間作御改之一件	-	そのまま保存
2 天明年中標識物境改之一件	-	そのまま保存
3 寺社給給領御打渡坪付、其外浮米粟上地・大坂借上地等之坪付帳類	-	そのまま保存
4 先年以來之永否・当否・新開畠田成り其外時々名目置り之坪付帳類	-	文化元年の勘定に用いるものは保存し、それ以外は「取除」
5 御扶持方成増濟一紙	-	近年の分は保存し、それ以外は「取除」
6 諸部御任遊米銀諸修補其外部方切之御勘定一紙	-	近年の分は保存し、それ以外は「取除」
7 御売山直賣り両注文密札控類	-	「取除」（「当座切之物」であるため）
8 戻り廻状	-	同上
9 諸所より之御用來状	-	同上
10 諸事之届	-	同上
11 已前給領山其外採用願出之届、徳用之内十歩一運上被召上候沙汰控	-	「取除」（後年不必要につき）
12 於尔時領評雜物其外判断雪之類	袋入状態で纏に入れ役所二階・樽で保存	後年不必要であるものは「取除」
13 本々座御用状控	「御用状控」とは別に作成	「御用状控」へ一緒に収録
14 修補控	「証文控」とは別に作成	「証文控」へ一緒に収録
15 養生出控	樽において繰り帳状態で保存	後年必要と考えられるもののみ選別し、「御記録」に「仕立置」。それ以外は「取除」
16 諸部本控（貞享2～延享4年分）	繰り帳状態で保存	同上
17 長府徳山還付之前之諸御控類	繰り帳状態で保存	同上
18 給領百姓御各控（享保～文化年間分）	虫損のため破損状況の大きいものあり	後年必要と考えられるものは書綴いでおき、「当座切之御沙汰物」と判断されるものは「取除」
19 諸御控	延享年間迄のもののみ項目別に分類し記録化	延享年間以後のもの項目別に分類し記録作成。また、「古キ取集物」の中から後年必要と考えられるものも選別し収録。
20 先年以來之御書付類写相成分		

「諸御記録帳」より作成

め、この時の文書整理の内容を見つめることにしよう。

この文書整理は、郡奉行所の保存文書が「年来混雑」し破損・虫損も激しいため、放置しておくことと文書の破損が進行して検索が困難になる恐れがあることを背景に実施されたものである。「裏判役並郡奉行役員一覽表」⁸⁾によれば、甲号目録冒頭に「記録引調暫役」として名前の見える斉藤七郎兵衛が、文化四年（一八〇八）九月朔日より「定加勢」として郡奉行所に勤務していることが確認できることから、文書整理はこの年より開始されたと考えられる。

本々役椿九兵衛らは、文書整理が終了した文化五年六月、郡奉行松野文右衛門に対し整理状況の報告を行っており、そこから各保存文書にどのような処置が下されたのかが明らかにされる。その内容をまとめたものが表3である。表3の1～3は、「其俣差置」とされ整理後もそのまま保存されることになったもの、7～11は「後年之入用無之」ものや「当座切之物」であると判断され「取除」の処置がなされたものである。「取除」とは反古化を指すものと思われる。なお4～6の場合は、すべてではなく、ある年限以前のもので「取除」く処置が下されている。13～19の文書は、それまでに作成されていた文書の再編集が行われているケースである。13～15はそれまで独立して作成されていたものであるが、今回の整理を契機として「本々座御用状控」の内容は「御用状控」の中に、「修甫控」「暮仕出控」の内容は「証文控」の中に収録し直されている。また、それまで「繰り帳」状態にあった「諸郡本控」¹⁰⁾や17・18は、内容を選別して必要な記事のみ「御記録」⁹⁾に「仕立置」く処置が下されている（この点後述）。「先年已来之分数百冊」が保存されていた「諸御控」¹⁹⁾の場合は、虫損が著しいため、後年参考となる分のみ書き継いでおき、それ以外は「取除」としている。ちなみに、明治初年に郡奉行所で保存されていた「〇〇控」と呼ばれる文書には、表4のようなものが確認できる。

表4 明治初年における郡奉行所の「〇〇控」

文書名	年次	冊数
奉書控	延宝8～	14+ α
御用状控	元禄10～安政6	17
証文控	宝永元～安政6	18
万控	享保16～元治2	26
名字刀其外御免控	寛延元～安政7	22
地下暇控	寛延3～明治元	11
開作控	寛延3～明治元	9
給領百姓御答控	正徳4～文久3	3
山事過失控	寛延3～弘化2	3
郡奉行出役控	安永6～天保4	3
御仕渡米銀取遣控	宝暦11～嘉永5	3
諸郡本控	貞享2～延享4	3
諸郡宰判別本控	寛延元～慶応4	200
落札控	嘉永5～慶応2	3
開作上地替地控	寛文5～正徳2	5
開作拝領御証拋物控	延享4～享保16	13

「諸御記録根帳」より作成

さて、「諸御書付」シリーズの作成に関わると思われるのが、「先年以來之御書付類写相成分」の処置について記した次の箇条である（20に該当）。

（史料2）

一先年以來之御書付類写相成分、延享年中当迄ハ部寄せ相成居候得共、其已後之分ハ打混シ居候故、部寄せ仕、且古キ取集物之内ニも御書付類其外後年入用之分有之ニ付、写相調、部類江集置、右之本書猶又此度写江引合、御判等有之分ハ差置、御判無之分ハ取除候事

これによると、「先年以來之御書付類」のうち、延享期までの分は「部寄せ」（項目別分類）がなされていたが、以後の分はそうした処置が行われておらず雑然としているので、今回延享期以後の分の「部寄せ」を作成したことがわかる。また、この「部寄せ」には「御書付類」に限らず、「古キ取集物」の中からも後年参考となる文書を選別・収録したこと、また「部寄せ」に収録したものの原本は「御判」（当職印か）のあるもの以外「取除」いたことも記されている。

ここにみえる「御書付」とは郡奉行所保存の触達類を、また「古キ取集物」とは様々な一件文書を指すものと理解される。文化期の文書整理において、それらを元に「部寄せ」が作成されていること、また、対象となった「先年以

来之御書付類」が延享期以後のものであることは注目に値する。そうした事実が、甲号目録掲載分の特徴(触達類の項目別分類、および大半が一八世紀半ば以降の内容であること)とほぼ一致するからである。以上の点と先述したような甲号目録冒頭の記載とを合わせ考えると、甲号目録および同目録掲載分の「諸御書付」は、文化四〜五年の郡奉行所での文書整理に伴って作成され、文化五年六月に完成したものと結論付けられよう。

一方、乙号目録掲載分に関しては、現在のところ作成の経緯を窺わせる史料は見当たらない。乙号目録自体は、内容の最終年からして安政五年からそう遠くない時期に作成されたと考えられるが、同目録掲載の巻が目録と共に一括作成されたかどうかは検討を要する。というのも、巻によって書式に違いが認められるからである。

例えば、文政五年(一八二二)〜嘉永二年(一八四九)分の触達類を収めた「諸御書付」巻二四〜二六と「大公儀御書付」六・七の場合、いずれの巻も冒頭の目録部分の記述が次のようになっていいる。

(史料3)

諸御書付 式拾四

目録

文政五年より同十二年迄

「一」
「二」
文政五年、宮内様首尾能被任侍從候ニ付、御欲御帳被仰付候事

他巻の目録部分の記述は、すべて前掲(史料1)の形式であるが、それと比べると(史料3)の場合は、巻数記載や収録内容年次の注記があるという違いが確認できる。また嘉永元年(一八四八)〜安政五年(一八五八)分を収録した「諸御書付」巻二七〜三〇と「大公儀御書付」八の場合は、他の巻に比べて版が小さく、加えて「諸御書付」巻二

七〜三〇の表紙には一〜四のシリーズ番号が別に記されているという特徴がある。こうした書式の違いに注目すると、乙号目録掲載分の巻が、甲号目録掲載分作成後に一括作成されたとは考えにくい。おそらく、寛政一〇年(一七九八)〜文政四年(一八二二)分の触達類を収録する「諸御書付」巻一九〜二三と「大公儀御書付」四・五がまず作成され、その後、文政五年〜嘉永二年分↓嘉永元年〜安政五年分と作成されたと推測される。文化五年六月に文書整理の状況が郡奉行松野に報告された際、松野は、今後は今回の整理方針に基き保存文書を五〜六年毎に選別整理せよと指示している。このことは、文化期の文書整理後、短いサイクルでの継続的な文書整理が指向されたことを示す。その背景については今後検討を深める必要があるが、そうした指向性が確認できる点をふまえれば、文化期以降、「諸御書付」シリーズがいくつかの時期に分けて作成されたと理解することは妥当性をもつものと考ええる。

さて、甲号目録掲載分の場合、その編集方針は触達類を中心としつつ、「古キ取集物」の中からも後年参考となる分を選別・収録するというものであった。「諸御書付」巻一三・一四の「出入裁許」には収録内容の典拠を記す事例がみえるが、その中には「御当職所ニ有之分」と記されたものがある。こうした事例からすると、この時には郡奉行所保存文書に限らず、当職所の保存文書などにも収集の範囲を広げていたことが窺われる。「諸御書付」の中に綱広が幕府に提出した文書等も含まれているのは、こうした点に基づくものと理解される。

一方、乙号目録収録分に関しては、内容はほぼ触達類に限定され、編集形式も「大公儀御書付」以外は「部寄せ」形式ではない。別稿で検討したように、当職所作成の文書目録の場合、一八世紀半ば以降、より検索の便を重視して、編年形式から項目別分類形式の目録へという変化が確認される。¹²⁾「諸御書付」シリーズの編集方針が「部寄せ」形式から編年形式へと変化していることは、当職所の文書目録の変化とは逆の方向と言えるが、これはある程度検索の便

を犠牲にしても、より簡便に「諸御書付」を作成することを重視したためではないかと推測される。

三 「諸御書付」シリーズ以前の「部寄せ」作成

つぎに、「諸御書付」シリーズ作成以前に、延享期までの触達類を元に作成されたという「部寄せ」について考えてみたい。この点で注目されるのが、明和二年（一七六五）二月段階での郡奉行所保存文書を書き上げた「郡奉行所諸記録付立」¹³の中の次のような記載である。

（史料4）

(a) 一御書付三拾四冊 書物綴之分

内

郡中御制法式卷

但、万治年中

（略）

郡中御作法六冊

但、慶安年中より寛保年中迄追々被差出候分

一切之御窺書巻冊

但、寛文より寛保迄同断

（略）

(b) 一諸御書付巻冊

但、前二有之御書付之儀、部寄を以相調、書物綴ニシテ有之候、此分ハ其以後追々被差出、継込ニシテ有之延享以来之分

（a）（b）および傍点は引用者

この記述から、明和二年段階の郡奉行所保存文書の中に、「御書付」、すなわち触達類をまとめたと考えられるものがあったことがわかる。aには「御書付」が三四冊あると記され、以下その内訳が書き上げられている。その記された内容をまとめたものが表5である。一方、bにも「諸御書付」があげられており、その但書には、①a「御書付」は「部寄」形式で作成された「書物綴」形態のものであること、②それに対しb「諸御書付」はa作成後の触達類を「継込ニシテ」まとめたものであること、③bの内容は延享期以後のものであること、が記されている。

ここでaの内容について考えてみよう。表5の1〜3は、その数量表示から巻物形態と推測されるものである。このうち1は、万治三年（一六六〇）九月一四日に二代藩主綱広が当職榎本就時へ宛てた「郡中御制法条々」¹⁵でほぼ間違いない。3はタイトルより「給領御代官所」に宛てたものと考えられることから、寛文元年（一六六一）七月朔日に当職榎本および国元加判役が「給領諸沙汰」¹⁶について指示した「箇条」¹⁶のことと判断される。おそらく2も同年同月日に当職榎本が発した「箇条」¹⁷（郡中御制法）であろう。一方27は、タイトル・年代からして、明和元年（一七六五）七月、藩士の拝領開作に関する従来の諸法令をまとめ、当職毛利広定から郡奉行羽仁五郎左衛門に宛てた「御家頼中拝領開作仕法書」¹⁸で間違いなく、26は、宝永三年（一七〇六）五月朔日、郡村費の基準等について郡奉行所で六四ヶ条の規定を設けそれに当職が肩書をつけたものとそれに関して享保一九年（一七三四）以後発せられた触達をまとめたものと考えられる。このように、1〜3・26・27はほぼ該当文書を特定でき、それらがそれぞれ別の時期に発令な

表5 明和2年「郡奉行所諸記録付立」にみえる「御書付三十四冊」の内訳と「二十八冊御書付」との対比

1	郡中御作法	年代	巻	対応する「28冊御書付」の巻・タイトル	同内訳内容
2	御添簡案	万治年中	2巻		
3	給預御代官所立御書出	寛文年中	2巻		
4	郡中御作法	寛文年中	1巻		
5	一切之御覽書	慶安～寛保年中	6冊	巻1～5・23 郡中御作法	慶安5～寛保1
6	諸御書付	寛文～寛保年中	1冊	巻6 一切向書	寛文1～寛保3
7	開作事并御配地事	天和2～寛保年中	1冊	巻7 諸御書付(雑集)	寛永3～寛保1
8	御立山御作法	天和2～寛保年中	1冊	巻8 開作事(開作地・御配地)	寛永8～寛保1
9	鑑定検見仕法	寛文～享保年中	1冊	巻9 御立山事(諸山事)	元禄2～延享1
10	大公儀より被差出候御書付	承応～寛保年中	1冊	巻10 (所務番定事・田作不熟検見事)	寛文2～享保18
11	於公時被差出候御書付	元禄～元文中	1冊	巻14 従大公儀御書付事	承応2～寛保3
12	品定	元禄～元文中	1冊	於公時御書付	元禄1～延享1
13	人沙汰之事	万治3～延享1	1冊	品定	元禄9～元文4
14	諸出入御裁許	明暦3～寛保3	1冊	人沙汰之事	万治3～延享1
15	船法・御預り地并運賃定	承応2～享保年中	1冊	諸公事御裁許(諸出入御裁許)	明暦3～寛保3
16	寺社家・金銀錢札銀通用之事	正徳～寛保年中	1冊	船法之事・御預り地之事・運賃之事	承応2～元文1
17	諸借米銀之事	貞享以来之分	1冊	寺社家一巻・金銀錢通用之事	正徳5～元文5
18	御運上・御預り地・諸木採用瀬戸崎越前之事	元禄以来之分	1冊	公儀御借米銀共ニ(諸借米銀)	貞享3～享保19
19	御運送之事	明暦以来之分	1冊	御運上一巻并出津入津赤買之事・総領御預り地之事・諸木採用之事・瀬戸崎浦入津之敷物其外預り地之事	延享5～寛保2
20	諸御音譜・諸手子并他人来去之事	享保以来之分	1冊	御運送一巻(救大坂運送米)	明暦1～元文3
21	觸子置付高井御作巻之事・出火事・座頭暫女之事	享保4～16	1冊	諸御音譜之事・諸手子之事・他人来去之事	正徳3～延享1
22	御毒物并落切手郡失事	寛永～享保年中	1冊	觸子之事・火事之事・暫女座頭之事・御法事之事	正徳3～享保16
23	御後約事并上使御大名方御通路事・被御用水等之事	元禄～享保年中	1冊	様体付之事・落切手之事・郡夫出人之事(御毒者・落切手・郡夫并恩銀定)	宝永2～元文5
24	御園廻り事	万治～寛保年中	1冊	御後約之事・風損洪水之事・用水之事上使御通路之事・御大名回断	延享7～享保19
25	寺社勅化・諸領地米銀之事	元禄～元文中	1冊	御園廻り之事	万治2～寛保2
26	宝永三郡中地下算用仕法御音書物并享保十九年郡究以後被差出候御書付	元禄～元文中	1冊	諸寺社勅化之事・大公儀を始御馳米銀之事	元禄8～寛保2
27	御家類中開作御書付	明和1	1冊		

(注)「28冊御書付」のタイトルは惣目録記載分を基本とし、各冊子記載分を適宜()で補った。

いし作成されたものであることがわかる。

問題は残る4～25である。例えば4の「郡中御作法」というタイトルの文書の場合、但書に「慶安年中より寛保年中迄追々被差出候分」とあり、慶安～寛保年間の触達類の中から「郡中御作法」に関わるものを選択・収録したことが窺われる。以下25までの文書は同様の性格と判断されるものである。このようにaの4～25が、ある期間内の触達類の中から特定の項目に関するものを選択・収録した記録だとすると、bの但書に「前二有之御書付之儀者部寄を以相調」とあるのは、a全体ではなく、直接的にはaの4～25を指すと考えられる。とすればaの4～25は、bの「諸御書付」が延享期以後の触達類であることに対応して、延享期以前の触達類を対象に作成されたものということになる。このように考えると、「諸御書付」シリーズに先行して作成された「先年以来之御書付類写相成分、延享年中当迄八部寄相成居」るものとは、aの4～25のことを指すと理解される。

興味深いのは、aの4～25すべてについて、それとほぼ同じタイトルの冊子を「二十八冊御書付」の中に見出すことができる点である。タイトルだけでなく、その内容年代もタイトルが一致する各「二十八冊御書付」のそれとかなりの部分一致する。逆に「二十八冊御書付」の中で確認できないものは、巻二八「逝去二付鳴物音曲其外停止事」のみである。

「二十八冊御書付」は、慶安五年～延享元年の地方支配関係の触達類を主題毎にまとめた記録で、収録内容の年次から延享初年頃の作成と推測されているが、作成された背景や作成役所を示す史料は管見の限り見当たらない。ところで、「二十八冊御書付」収録の触達類の中には、奥書部分にその触達類に関する情報が注記されている場合がある。例えば、元禄一五年(一七〇二)閏八月朔日付「寛」(継送り注進状に関する触)には、それが当職所役人から諸郡代

官へ触られたものであることと、当職所から「為向後、郡奉行所ニも控置候様ニとの儀」が指示されたことが注記されている。このように各触達の注記の中には、「二十八冊御書付」が郡奉行所で作成・利用された記録であることを間接的に窺わせる記載がいくつか見いだせる。また、毛利家文庫中の「二十八冊御書付」の中には、裏表紙の裏に「郡奉行所」と記されたものもある。

aの4、25と現在の「二十八冊御書付」とでは前述のような差異があり、aの4、25を現在の「二十八冊御書付」そのものと断定することはできない。ただし、「二十八冊御書付」が郡奉行所で作成・利用されたことが窺われる点も考慮すれば、「諸御書付」シリーズに先行して作成された「部寄せ」が、現在の「二十八冊御書付」に近似した記録群である可能性は高いといえよう。²⁵⁾

四 郡奉行所における「御書付」管理

以上のように郡奉行所においては、保存されている触達等をもとに、現在の「二十八冊御書付」に近似した記録群や「諸御書付」シリーズを作成しその利用の便を図っていた。それでは、そうした記録作成以前には、触達類はどのように管理・利用されていたのであろうか。

前掲（史料4）によると、延享期以後の「御書付」が、「継込ニシテ」一冊にまとめられていたことが確認される。この「継込ニシテ」の意味を考える上で注目したいのが、「繰り帳」と呼ばれる文書の問題である。先述のように文化期の文書整理時には、「諸郡本控」など「繰り帳」状態であったものの内容を選別して、「御記録」に「仕立置」く処置が下されている。この「繰り帳」という表現は、代官所保存文書の目録などにも見受けられるもので、例えば明和

年間に作成された鹿野代官所の文書目録²⁶⁾には、

（史料5）

a 一繰帳巻冊

（宝曆）

但、同七丑九月と有之根御正こ物継立写、通数四通

b 一同 巻冊

（宝曆）

但、同八寅九月と有之地下諸願御裏書根御証拠物写継立、通数六通

（傍点は引用者）

という記載がある。ここからは、複数の「根御正こ物」や「地下諸願御裏書根御証拠物」を「継立」た形態の文書を「繰帳」と呼んでいることがわかる。

ところで、毛利家文庫・五六継立原書や山口小郡宰判記録等には、本来独立した一紙形態の文書（継紙も含む）を多数貼り継ぎ、それを折り畳んで一方の端に紐を通した、継立物²⁷⁾と呼ばれる特殊な形態の文書が存在する。例えば「御証拠物継立」²⁸⁾は、山口宰判の大庄屋・庄屋が提出した米銀貸下等の願書を一〇〇枚以上貼継いで継立物になっているものである。これら継立物の中には、大きさの異なる料紙を貼り合わせている場合があり、また、藩政文書だけでなく萩藩領内の村方文書の中にも廻状等を継立物にしてしている事例が確認できる。²⁹⁾

継立物は、目録をもつ冊子形態の記録と比べれば検索上不便であるし、毛利家文庫中の継立物がそうであるように、時間の経過とともに貼継目がはがれて保存上の問題が生じるといった欠点がある。しかし一方で、①関連する一紙形態の文書を分散させることなくまとめておける、②一紙状態の文書を折り畳んで保存するよりも検索・利用上便利（一紙形態の文書を折り畳んで保存した場合、利用時にいちいち展開する手間が必要であるが、継立物にしておけばその

必要はない）、③記録作成のように元の文書の内容を書き写す時間・経費を省くことができる、などの利点が考えられる。

「繰り帳」とは、(史料5)の記載から考えてこうした継立物形態の文書を指すと理解できる。そのように郡奉行所保存文書の中に継立物形態のものが存在していることをふまれば、延享期以後の触達類が「繰込ニシテ」一冊にまとめられているという意味は、「繰込」という表現から考えて、触達類が継立物（繰り帳）形態で保存されていたことを示すと捉えられよう。すなわち郡奉行所においては、授受した一紙形態の触達類を、そのままの状態で保存しておきその目録を作成して検索・利用するという方法や、あるいはすぐに記録に控えておくという方法ではなく、当分は継立物形態で保存・利用し、ある年限が経過した時点で内容を選別し、必要な分のみ記録にまとめるというあり方を用いて、触達類の利用・管理を行っていたと理解されるのである。

おわりに

以上小稿では、毛利家文庫の「諸御書付」シリーズを取り上げ、その作成のあり方とそこから窺われる郡奉行所の文書管理の一端について検討した。明らかになったのは、①「諸御書付」シリーズは郡奉行所で作成された記録であり、文化四〜五年の文書整理を契機として作成され、以後幕末期にかけて数度にわたって継続的に作成されたこと、②当初は主に延享期以降の触達類や「古キ取集物」等の中から後年の執務に参考となるものを選別し、項目別に分類して作成したが、文化期以降は主に触達を中心に編年で収録する形に変わったこと、③郡奉行所では、「諸御書付」シリーズの作成に先行して、延享期までの触達等を項目別に分類した記録を作成しており、それは現在の「二十八冊御

書付」に近似した記録群と推測されること、④郡奉行所では触達類を一旦継立物形態で保存・利用し、その後に内容を選別して記録の作成を行っていること、などの点である。

ところで、「諸御書付」シリーズが文化期以降何度かに分けて作成されたことと、その際対象となったのは一〇〜二〇数年分の触達類ということになる。そのことは、文化期の文書整理時に、主に延享期以降の約六〇年分の触達類を対象として「諸御書付」（甲号目録掲載分）が作成されたことと比較すると大きな違いである。郡奉行松野の指示ほど短いサイクルではないが、文化期以降の触達類の記録化のサイクルは、それ以前と比べてかなり短いと言える。そのことは、文化期以降、郡奉行所での執務遂行において、触達類を継立物形態で長期間保存・利用するあり方よりも、目録部分をもち迅速な情報検索が可能な記録の作成が必要とされるようになったことを意味しよう。また、文化期を境として触達類の記録作成のサイクルが速まっている点からすると、郡奉行松野の指示にみえるような短いサイクルでの継続的な文書整理の指向性は文化期以後に特徴的なものであり、文化期を画期として郡奉行所における文書管理に対する認識は大きく変化したと理解できるのではないかと考える。

註

(1) 山口県文書館編集発行、昭和五十一年一月。

(2) 毛利家文庫・四〇法令一三五。なお、小稿で使用する史料はすべて毛利家文庫所収のものである。以下、請求番号のみを記す。

(3) 四〇法令一五九。なお、毛利家文庫本は二冊欠本。

毛利家文庫・法令一三八「諸御書付」について（山崎）

のことを指して用いる。

(5) 「諸御書付」巻一収録。

(6) 巻一四収録の文化元年「先大津宰判下神田肥中浦長府領嶋戸浦網代境争論」等。

(4) 以下「諸御書付」シリーズと言った場合には、法令一三八「諸御書付」と同一三七「大公儀御書付」からなる本来の「諸御書付」

(7) 九諸省一四三「諸御記録帳」。以下、文化期に行われた郡奉行所の文書整理に関してはすべてこれによる。なおこの文書は、文化期の文書整理を契機として作成され、幕末期に至るまで郡奉行所の文書台帳的性格をもったと考えられるものである。

(8) 一〇諸役二五。

(9) 「本座御用状控」は、郡奉行の下僚である本座役が授受した書状をまとめたもの、「修甫控」は修甫米銀の運用に関わって代官・大庄屋等から提出された文書を控えたものと推測される。ちなみに、又野誠氏「近世後期長州藩の諸郡修甫制度と村落―小郡宰判上中郷水損田仕組米を事例として―」（山口県史地方史研究「第59号 一九八八年六月」）によれば、郡奉行所管轄の修甫米銀として定払修甫・定法修甫車貸等があったことが知られる。「暮仕出控」の性格は不明である。

(10) 県庁伝来旧藩記録（当館蔵）の「宰判本控」（貢租、米銀の貸下などに関する諸村からの願書等を宰判毎に控えた記録」と同性格の文書と考えられる。「諸御記録帳根帳」によると、現在の「宰判本控」を指すと思われる「諸郡宰判別本控」はいずれの宰判分も寛

延元年分から作成されている。それ以前は「諸郡本控」という形で、内容を宰判別に分けず、一冊の文書にまとめられていたと考えられる。

(11) 触達をまとめた記録を「御書付」と呼んでいる事例は、毛利家文庫で数多く確認できる。例えば、当職（当職所）発給の触達をまとめた記録を「御書付控」と呼んでいる事例など。

(12) 拙稿「萩藩当職所における文書整理と記録作成」（山口県文書館研究紀要「第24号 平成九年三月」）。

(13) 九諸省四〇（17の1）「諸役所控目録」。

(14) 一般的な冊子形態の文書を指すと考えられる。後述のように、a1〜3は数量表示から巻物形態と理解されるので、直接的にはa4〜27が「書物綴」ということになろう。

(15) 「山口県史料 近世編法制上」六七〜七三頁。「万治制法」所収。

(16) 「同右」九八〜一〇三頁。「同右」所収。

(17) 「同右」九二〜九八頁。「同右」所収。

(18) 「萩藩四冊御書付」（山口県文書館発行 昭和三七年）の解

説。一一政理五七の文書。

(19) 一一政理二五八。

(20) 「二十八冊御書付」の中の「郡中作法」の巻（巻一〜六）の場合、代官・地方役人の規定や民政組織、諸上納物収納の細則など、民政全般に関わる諸般の触達類を収録する（「毛利家文庫目録」の「二十八冊御書付」の解説）。

(21) 「毛利家文庫目録」の「二十八冊御書付」の解説。

(22) 「山口県史料 近世編法制上」一六二頁。「二十八冊御書付」巻二。

(23) この点を結論付けるためには、現在の「二十八冊御書付」が当初からそうしたまとまりをもって作成されたものなのかどうかという問題を考える必要がある。

(24) 九諸省四〇（17の14）「諸役所控目録」所収の明和元年九月御奉書御証拠物并諸控付立」。

(25) 山口小郡宰判記録一六。

(26) 郡奉行所作成の「根証拠物継立」（五六継立原書四七）など。

(27) 当館蔵・防府市内田家文書の「御用状継建物」（No七二〜七三）
毛利家文庫・法令一三八「諸御書付」について（山崎）

など。

(28) 「毛利家文庫目録」では、「御書付其外後規要集」のことを「二十八冊御書付」の「実質的統編」と説明している。別の機会に詳説したいが、「御書付其外後規要集」は文化五年以降に吉田代官所で継続的に作成された記録である。小稿で検討したように「二十八冊御書付」は郡奉行で作成・利用された可能性が高く、記録の作成主体という点からすれば、「御書付其外後規要集」を「二十八冊御書付」の統編と捉えることはできないと思われる。

(29) 前掲(12)拙稿で検討したように、当職所の場合、一七世紀末段階より記録シリーズの作成による情報管理を意図するものの、一八世紀半ば以降には継続的な文書整理・目録作成による情報管理方式に転換している。こうした藩中枢役所との情報管理のあり方の違いは、一つには扱う文書量の差によるのではないかと考える。